

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	源泉徴収・支払調書関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

広島市は、源泉徴収・支払調書関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

広島市長

## 公表日

令和5年3月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	源泉徴収・支払調書関係事務
②事務の概要	業務委託等により支払う報奨費や謝礼金等のうち、広島市が源泉徴収票を発行する必要があるものについて、発行する源泉徴収票に印字する。
③システムの名称	財務会計システム
2. 特定個人情報ファイル名	
ZZ債権債務者表	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	会計室
②所属長の役職名	会計室次長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	広島市公文書館 広島市中区大手町四丁目1番1号 大手町平和ビル8階 TEL:082-243-2583
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	広島市会計室 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 TEL:082-504-2455

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年12月16日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ○ ] 委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ○ ] 提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ○ ] 接続しない(入手) [ ○ ] 接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月18日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	ZZ債権債務者表(現在システム改修中)	ZZ債権債務者表	事後	
平成29年11月6日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年12月10日時点	平成29年1月31日時点	事後	
平成29年11月6日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年12月10日時点	平成29年1月31日時点	事後	
平成30年11月6日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年1月31日時点	平成30年1月31日時点	事後	
平成30年11月6日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年1月31日時点	平成30年1月31日時点	事後	
平成31年3月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年1月31日時点	平成31年1月31日時点	事後	
平成31年3月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年1月31日時点	平成31年1月31日時点	事後	
平成31年3月1日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年12月16日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月31日時点	令和2年1月31日時点	事後	
令和2年12月16日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月31日時点	令和2年1月31日時点	事後	
令和3年12月6日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	3) 1万人以上10万人未満	2) 1000人以上1万人未満	事後	
令和3年12月6日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年1月31日時点	令和3年2月1日時点	事後	
令和3年12月6日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年1月31日時点	令和3年2月1日時点	事後	
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	2) 1000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	事後	
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年2月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年2月1日時点	令和4年12月16日時点	事後	